

定款新旧対照表

変更前	変更後
<p>第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県東伯郡琴浦町徳万352番地4に置く。</p>	<p>第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県東伯郡琴浦町徳万352番地4に置く。</p>
<p>2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を鳥取県東伯郡琴浦町法<del>大字</del>万343番地に置く。</p>	<p>2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を鳥取県東伯郡琴浦町法万343番地に置く。</p>
<p>第3条 この法人は、<del>障がい者に対して、地域のなかで</del>自分らしく豊かな生活ができるように、<del>就労支援活動、生産活動、交流活動等の事業を行い、障がい者の自立及び社会参加を</del>支援し、ノーマライゼーション社会の実現に努め、地域と社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>第3条 この法人は、<del>障がい者をはじめ、高齢者、子どもたち、その他地域の人々が</del>自分らしく豊かな生活ができるように支援し、ノーマライゼーション社会の実現に努め、地域と社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>
<p>第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p>	<p>第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p>
<p>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動</p> <p>(2) まちづくりの推進を図る活動</p> <p>(3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動</p> <p>(4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</p>	<p>(1) 保健、医療、<del>介護</del>又は福祉の増進を図る活動</p> <p>(2) まちづくりの推進を図る活動</p> <p>(3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動</p> <p>(4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</p>
<p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p>	<p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p>
<p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <p>①<del>障がい者</del>福祉サービス事業</p> <p>②地域生活支援事業</p> <p>③<del>ノーマライゼーションの普及、啓発事業</del></p> <p>④<del>その他目的の達成に必要な事業</del></p> <p>(2) その他の事業</p> <p>①農産物販売事業</p> <p>②業務委託作業事業</p> <p>③飲食店営業（一般食堂・仕出屋・弁当屋）</p>	<p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <p>①<del>障害者総合支援法に基づく</del>障害福祉サービス事業</p> <p>②<del>障害者総合支援法に基づく</del>地域生活支援事業</p> <p>③<del>障害者総合支援法に基づく</del>相談支援事業</p> <p>④<del>児童福祉法に基づく</del>障害児通所支援事業</p> <p>⑤<del>児童福祉法に基づく</del>障害児相談支援事業</p> <p>⑥<del>介護保険法に基づく</del>地域密着型サービス事業</p> <p>⑦<del>介護保険法に基づく</del>居宅介護支援事業</p> <p>⑧<del>ノーマライゼーションの普及、啓発事業</del></p> <p>⑨<del>その他目的の達成に必要な事業</del></p> <p>(2) その他の事業</p> <p>①農産物販売事業</p> <p>②業務委託作業事業</p> <p>③飲食店営業（一般食堂・仕出屋・弁当屋）及び移動販売</p> <p>④<del>愛玩動物の福祉及び訓練の事業</del></p> <p>⑤<del>動物取扱業</del></p> <p>⑥<del>福祉・介護タクシー事業</del></p>
<p>第22条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p>	<p>第22条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p>

<p>(3) 残余財産の帰属  (4) 合併  (5) 事業計画及び活動予算並びにその変更  (6) 事業報告及び活動決算  (7) 役員を選任又は解任、職務及び報酬  (8) 入会金及び会費の額  (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p>(10) その他運営に関する重要事項</p> <p>第54条 この法人の公告は、この法人の<del>掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。</del></p> <p>附 則  1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。</p>	<p>(3) 残余財産の帰属  (4) 合併  (5) 事業計画及び活動予算並びにその変更  (6) 事業報告及び活動決算  (7) 役員を選任又は解任、職務及び報酬  (8) 入会金及び会費の額  (9) 借入金（当該事業年度における借入金の総額が、予算総額の2割に達するまでの借入金及びその事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p>(10) その他運営に関する重要事項</p> <p>第54条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、法第31条の10第4項が定める解散時の債権申出及び法第31条の12第4項が定める清算中の破産手続開始の公告は官報に掲載して行う。</p> <p>附 則  1 この定款は、この法人の成立の日（平成20年12月9日）から施行する。</p> <p>附 則  この定款の変更は、所轄庁の認証の日（平成28年1月15日）から施行する。</p> <p>附 則  この定款の変更は、所轄庁の認証の日（平成28年10月4日）から施行する。</p> <p>附 則  この定款の変更は、所轄庁の認証の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。</p>
--	---